

自己点検事項

◇ 小児入院医療管理料5(A307)

(1) 特定機能病院以外の病院であること。 (適 ・ 否)

(2) 小児科を標榜している病院である。 (適 ・ 否)

※ 当該管理料と小児入院医療管理料1、2、3又は4の双方を算定することはできない。

(3) 医療法施行規則第19条第1項第1号に定める医師の員数以上の員数を配置している。 (適 ・ 否)

(4) 当該保険医療機関内に小児科の常勤の医師を1名以上配置している。 (適 ・ 否)

※ 小児入院医療管理料において、小児科の常勤の医師とは、小児科又は小児外科を専任する常勤の医師のことをいう。

※ 小児入院医療管理料において、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている小児科又は小児外科の非常勤医師を2人以上組み合わせることにより、当該保険医療機関における常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、これらの非常勤医師の実労働時間を常勤換算し常勤医師数に算入することができる。

(5) 看護配置等について、次のいずれも満たしている。 (適 ・ 否)

ア 当該病棟における1日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が15又はその端数を増すごとに1以上である。

イ 各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、アの規定にかかわらず、2以上である。

ウ 当該病棟において、看護職員の最小必要数の4割以上が看護師である。

点検に必要な書類等

・ 小児科の医師の出勤簿

点検に必要な書類等

・ 様式9、勤務実績表、会議・研修・他部署勤務の一覧表及び病棟管理日誌

医療機関コード

保険医療機関名

【小児入院医療管理料 注2に規定する加算】

(1) 当該病棟に専ら15歳未満の小児の療養生活の指導を担当する常勤の保育士(◆)を1名以上配置している。 (適 ・ 否)

(◆) 国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある保険医療機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士

(2) 内法による測定で30㎡以上のプレイルームがある。 (適 ・ 否)
※ プレイルームについては、主として小児が入院する病棟にあることが望ましい。

(3) プレイルームには、入院中の小児の成長発達に合わせた遊具、玩具、書籍等がある。 (適 ・ 否)

【小児入院医療管理料 注4に規定する加算】

(1) 小児入院医療管理料3、4又は5を届け出ている保険医療機関である。 (適 ・ 否)

(2) 当該病棟に専ら15歳未満の小児の療養生活の指導を担当する常勤の保育士を1名以上配置している。 (適 ・ 否)

(3) 内法による測定で30㎡以上のプレイルームがある。 (適 ・ 否)
※ プレイルームについては、主として小児が入院する病棟内にあることが望ましい。

(4) プレイルーム内には、入院中の小児の成長発達に合わせた遊具、玩具、書籍等がある。 (適 ・ 否)

(5) 当該病棟において、他の保険医療機関から転院してきた患者(転院前の保険医療機関において新生児特定集中治療室管理料又は総合周産期特定集中治療室管理料の「2」新生児集中治療室管理料を算定した患者に限る。)が直近1年間に5名以上である。 (適 ・ 否)

(6) 当該病棟において、15歳未満の超重症児又は準超重症児(医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定する短期入所の者を含む。)が直近1年間に10名以上入院している。 (適 ・ 否)

※ 入院期間が通算される入院については、合わせて1名として計上する。

点検に必要な書類等 ・ 保育士の出勤簿

点検に必要な書類等 ・ 保育士の出勤簿

点検に必要な書類等 ・ 当該病棟において、他の保険医療機関から転院してきた患者が確認できる書類

点検に必要な書類等 ・ 当該病棟において、15歳未満の超重症児又は準超重症児が入院した数が確認できる書類

医療機関コード
保険医療機関名